

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例（平成6年7月15日条例第17号）の一部改正 第1条に係る部分

新	旧
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第24条</u> <u>第3項</u>の規定に基づき、愛媛県地方障害者施策推進協議会（以下 「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める ものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第30条</u> <u>第3項</u>の規定に基づき、愛媛県地方障害者施策推進協議会（以下 「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める ものとする。</p>

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部改正 第2条に係る部分

新	旧
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第26条</u> <u>第3項</u>の規定に基づき、愛媛県地方障害者施策推進協議会（以下 「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める ものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第24条</u> <u>第3項</u>の規定に基づき、愛媛県地方障害者施策推進協議会（以下 「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める ものとする。</p>